



1

自治基本条例ってなに？

「まちを良くしていこう！」という共通の目的にむかって力を合わせるため、市民、議会、市役所、みんなが関わる「まちのルール」を決めるものです。

そして、まちのいろいろな活動や決まりごとを木の枝や葉に例えると、自治基本条例はその幹になるものです。そういった点から「まちの憲法」と言われることもあります。

「条例」とは・・・

国でいうところの法律に当たるもので、国会の議決を経て法律が制定されるように、自治体の議会の議決を経て制定される法形式のことです。

自治基本条例は、一般的には「その自治体の地方自治（住民自治、団体自治）の基本的なあり方について規定し、かつ、その自治体における自治体法の体系の頂点に位置づけられる条例」と言われています。つまり「自分たちの住むまちについて物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかといった、まちを築いていくための基本ルールを文章化したもの」です。その内容を見れば、その自治体の目指す姿が浮き彫りになる、いわば自治体の意思表示とも言えるものであることから、自治基本条例は「自治体の憲法」とも呼ばれています。

自治基本条例は自主立法であり、法律に定めがないことから、名称や規定内容については様々なタイプがあり、各自治体が独自の考えに基づいて、それぞれ特徴のある自治基本条例を定めています。中には「まちづくり基本条例」「住民参加条例」「協働のまちづくり条例」等々と呼ばれるものもあり、市町村レベルでは、自治基本条例に類する条例を含めると約190市町村、割合にして1割強の市町村で制定されています。策定作業中の市町村も含めると、相当数にのぼると予想されます。

MEMO

いま、なぜ、自治基本条例が必要なの？

時代の変化、世の中の動きの中で、高浜市にも様々な面で変化が起きています。「自分たちのまちのことは自分たちで決める」ことが、これまで以上に可能に、かつ必要になってきました。この変化に対応し、より良い将来を創りあげるためには、みんなで守り育み、よりどころとするための「まちのルール」が必要です。

自治基本条例は、「まちのルール」として最適なものになり得ます。なにより、これからの高浜市をどう良くしていくか、あらためてみんなで確認しようというのがこの条例をつくる一番大きな理由です。



住民自治の制度を担保するために

地方分権改革推進法の制定により平成 18 年から始まった第 2 期分権改革では、団体自治の拡充に比例した住民自治の確立が主眼の一つとされています。地方の運営は地方の住民の意思によって行われるべきというもので、住民がまちづくりの主体として、望むべき、目指すべき、理想とする姿を選択・決定し、それらに向かって行動するとともに、その責任も負うことを意味しています。

高浜市では、5 年以上をかけて協働のまちづくりの実践を積み重ね、平成 21 年には市内全小学校区にまちづくり協議会が立ち上がりました。

行政学・地方自治論の第一人者、東京大学名誉教授の大森彌先生からは、平成 21 年 1 月に開催した「まちづくり講演会」の中で「高浜市の地域内分権により住民自治をさらに推し進めるためには、自治基本条例の制定が不可欠である」として、地域内分権の条文化、条例化への指摘もいただきました。また、大森彌先生は、同年 12 月に開催した「まちづくりシンポジウム」の中でも、これから求められるのは地域の実情に即した個性ある「豊かな自治」であることも明言されています。

今、まさに、高浜市独自の自治の基本理念や基本的な方向を明確にし、自治基本条例の策定作業に取り組むべき時期が到来したと言えると考えます。

MEMO



自治基本条例で何を決めるの？

自治基本条例＝「まちのルール」。

このルールの中では、大きく言えば、自治を進めていく上での基本的理念、まちづくりの主体（市民、事業者、議会、市長、市の執行機関、職員）の権利・義務あるいは役割分担、地域自治、参画・協働や情報共有といった行動原則などについて定めます。高浜市の場合は、特にまちづくり協議会を含む、地域自治に関しての明文化に目を向ける必要があります。

そして、自治基本条例の大きな特徴の一つは、「〇年後にこの条例の内容を見直す」という規定が入ることです。それによって、時代の状況や、変貌するまちの必要事項に即した条例に生まれ変わらせることができます。

みんなで作り「育てる」条例でもあるのです。

地方自治法とのちがいは？

現行の地方自治法は、住民自治の仕組み、すなわち「参加」や「協働」「情報の共有」「行政評価」といった、今日の自治体経営にとっても重要な事柄についての規定が特に置かれていません。そのため、その部分については自治体が自前の制度を開発していき、住民投票条例、住民参加条例、情報公開条例など個別の制度の設計・開発が進められています。そうした蓄積に立って、各条例・制度を体系化することによって相乗効果を高めていくとともに、自治体経営の諸原則を網羅し、総合的に規定できるのは、自治体の最高規範性を有した自治基本条例にほかなりません。

総合計画との関係は？

総合計画は、自治体の最上位計画です。各分野の政策内容が網羅的に記述され、実現するための施策や目標年次、実施手法等についても具体的に記述されているものです。自治体内に横たわる様々な課題の解決や夢・目標の「内容」をまとめたものと言えるでしょう。

一方、自治基本条例は、総合計画に定められた内容の実現に向けて、住民・議会・行政など、各主体が力を合わせていくための原則、制度や手続き、仕組みを、誰もがわかるようにルール化したものです。つまり、自治体内に横たわる様々な課題の解決、夢・目標の達成を実現するための「道具」と言えるでしょう。

総合計画と自治基本条例を「まちづくり（自治）の両輪」としていくことが、地方分権時代にふさわしい自治体経営につながると考えられます。

市民憲章や行政行動規範とのちがいは？

これらは一般的に、「住みよい郷土をつくりましょう」といったまちづくりの目標やスローガン、「きまりを守りましょう」といった住民や行政の行動規範を述べたものが大半であり、住民の権利保障や自治体の組織や活動に関する事項が触れられていることはあまりありません。仮に触れられていたとしても、これらは法ではないため、実効性には限界があります。

行政の説明責任

満20歳未満の参画権利

市民の知る権利

市民のまちづくりにおける義務

総合計画の策定

議会の役割、責務



条例の内容はあまりにも当然のことのような・・・、条例でなくてもよいのでは？

自治基本条例で決める「参加」や「協働」、「情報共有」等々は、確かに当たり前のことで、すでに取り組んでいるというものも多くあるでしょう。しかし、これらを確実に実行することは必ずしも簡単なことではありません。特にはっきりしたルールがなければ、その時の状況によって、対応が異なってしまうケースもあるかもしれません。その時々の方針に左右されることなく、安定的で持続的なものとするためには、自治体が制定する法である「条例」のかたちにしておくことが、最も望ましいと言えます。

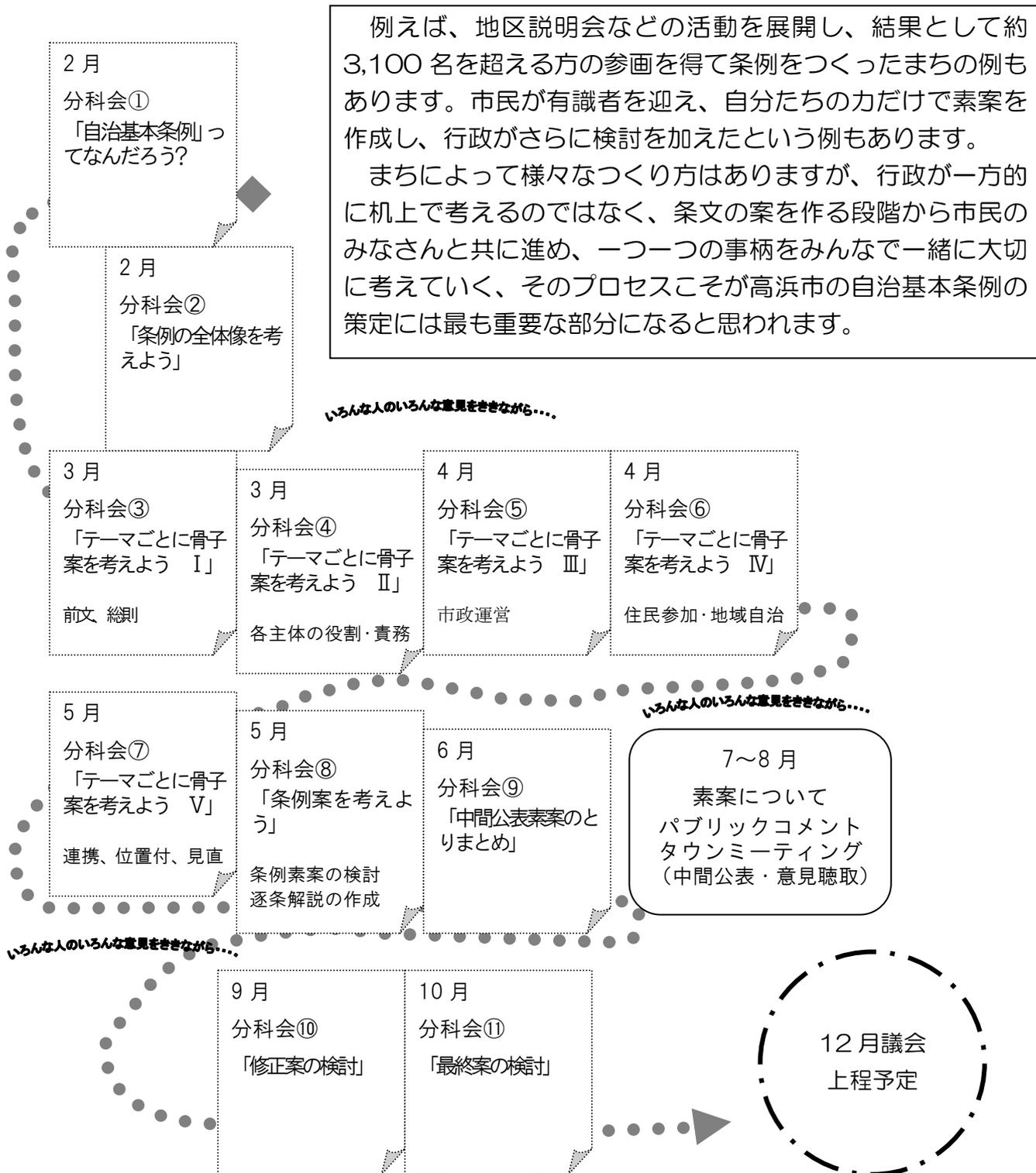
条例ができると何か変わるの？

自治基本条例は、つくったら自治体のあり方が直ちに変わるという、即効性のあるものではありませんが、自治、特に住民自治に関する様々な制度・仕組みが総合的・体系的に整えられることにより、「自分たちのまち自分たちでつくる」という住民の意思に基づいた自治体運営を進めることが当たり前のものとなり、じわじわと自治体の体質改善を図る漢方薬になるのではないかと考えられます。

また、自治基本条例は、自治体経営に関する基幹的な制度がズラリと並ぶ一覧表、いわば「制度の索引」（情報公開）としても役立ちます。

MEMO

どうやってつくるの？ そのあとは？



MEMO

ご参考までに

愛知県内の自治基本条例施行状況です。
それぞれのまちの公式ホームページで内容
や、条例づくりの過程を見ることができます
ので一度覗いてみてください。

自治体名	条例名	施行年月日
東海市	まちづくり基本条例	平成 15 年 12 月 22 日
知立市	まちづくり基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
豊田市	まちづくり基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
日進市	自治基本条例	平成 9 年 10 月 1 日
三好町	自治基本条例	平成 20 年 10 月 1 日
大口町	まちづくり基本条例	平成 21 年 6 月 22 日
安城市	自治基本条例	平成 22 年 4 月 1 日 予定
甚目寺町	自治基本条例(仮)	平成 19 年度から策定作業中
犬山市	自治基本条例(仮)	平成 17 年度から策定作業中
新城市	自治基本条例(仮)	平成 21 年度から策定作業中
江南市	自治基本条例(仮)	平成 23 年制定を目指して策定作 業中

全国的に有名(?)な自治基本条例も、機会があったらご覧ください。

- ・ 「自治基本条例」のさきがけとも言える<北海道ニセコ町まちづくり基本条例>
※ただし、制定当初は議会の役割・責務に関する規定がなかった。
- ・ 議会の役割・責務に関する規定を初めて盛り込んだ、
真の意味で全国初の「自治基本条例」<兵庫県生野町まちづくり基本条例>
※平成 17 年 4 月より生野町・和田山町・山東町・朝来町が合併し「朝来市」に。
- ・ 地域住民自治組織を重視したもの<大分県九重町、三重県伊賀市>
- ・ 約 3,100 人が参画した <飯田市自治基本条例>
- ・ 議会提案で策定した<三重県四日市市自治基本条例> etc...



MEMO